

ひきこもり支援体制について

ひきこもり支援の充実と推進（地域における支援体制図）

4年度概算要求額：31.7億円
（3年度予算額：13.0億円）

都道府県（指定都市）域



後方支援

都道府県・指定都市 ひきこもり地域支援センター



《事業内容》

■センター機能

- ①コーディネーター（2人以上）による相談支援（窓口周知）
（電話、来所、必要に応じて訪問）
- ②居場所づくり ③連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催 ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動 ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握
- ⑨市町村（行政区）・支援機関に対する後方支援

■人材養成研修事業

- ⑩関係機関職員人材研修の実施
- ⑪サポーター養成研修の実施

後方支援

新

都道府県による 市町村事業の立ち上げ支援

①市町村と連携したセンターの サテライトの設置

市町村へ相談支援体制が引き継がれることを前提に、都道府県と市町村が連携して支援体制の弱い地域へひきこもり地域支援センターのサテライトを有期で設置（事業概要）

- 補助率：国1/2、都道府県1/2
- サテライトの設置は有期（原則2年）
- 市町村への相談支援体制の移行の際に、市町村の連携の枠組みを維持して複数市町村が事業を共同実施することも可能



②小規模市町村等における 体制整備の加速化支援

市町村のひきこもり支援事業の実施を惹起するため、支援終了後も市町村が継続して事業を実施することを前提に、財政的に厳しい小規模市町村等に対して、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした立ち上げ支援を有期で行う（事業概要）

- 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 【参考】サポート事業等
国1/2、市町村1/2
- 有期（原則2年）の支援期間終了後、市町村（複数市町村による共同実施も可能）が事業を継続実施

国

○地域社会に向けた普及啓発

新

国が実施する人材養成研修

〔対象〕

- ・ひきこもり地域支援センター職員
- ・市町村の相談窓口職員

一般市町村 ひきこもり地域支援センター

※将来的に、全ての中核市への設置を目指す

《事業内容》

■センター機能

- ①コーディネーター（2人以上）による相談支援（窓口周知）
（電話、来所、必要に応じて訪問）
- ②居場所づくり
- ③連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動
- ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握

■人材養成研修事業

- ⑩関係機関職員養成研修の実施
- ⑪サポーター養成研修の実施

移行

一般市町村

ひきこもり支援 ステーション事業（仮称）

※2以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》

- ①相談支援（窓口周知）
- ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動
- ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握

■人材養成研修事業

- ⑩関係機関職員養成研修の実施
- ⑪サポーター養成研修の実施

移行

一般市町村

ひきこもりサポート事業

※2以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》

地域のニーズに応じて下記の事業を任意に選択して実施

- ①相談支援（窓口周知）
- ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動
- ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握

■人材養成研修事業

- ⑩関係機関職員養成研修の実施
- ⑪サポーター養成研修の実施

※2以上の自治体による市町村事業の共同実施により、居住する市町村の窓口へ相談しづらい人も利用しやすくなる。

段階的な事業の充実を目指す

市町村域

加賀市の実態

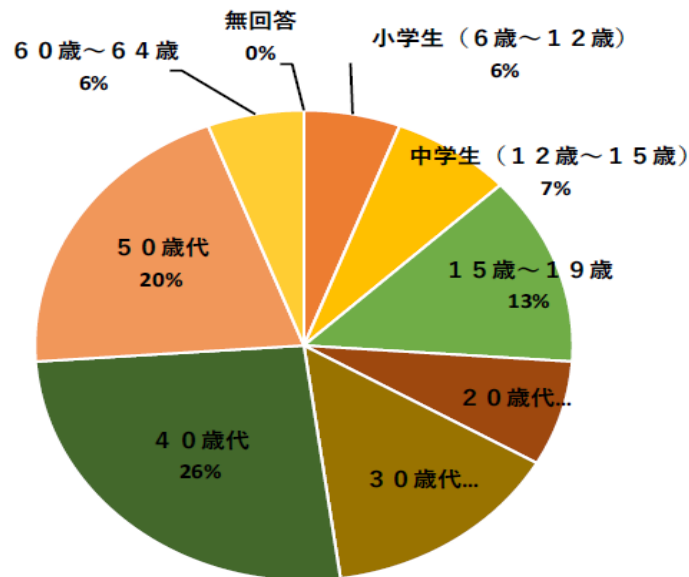
1 実態把握

令和2年10月 民生委員による調査より

家にひきこもっている人（不登校含む）がいると思われる世帯について61世帯

○年齢（わからない場合は推測で）

小学生（6歳～12歳）	4
中学生（12歳～15歳）	5
15歳～19歳	9
20歳代	5
30歳代	10
40歳代	18
50歳代	14
60歳～64歳	4
無回答	0

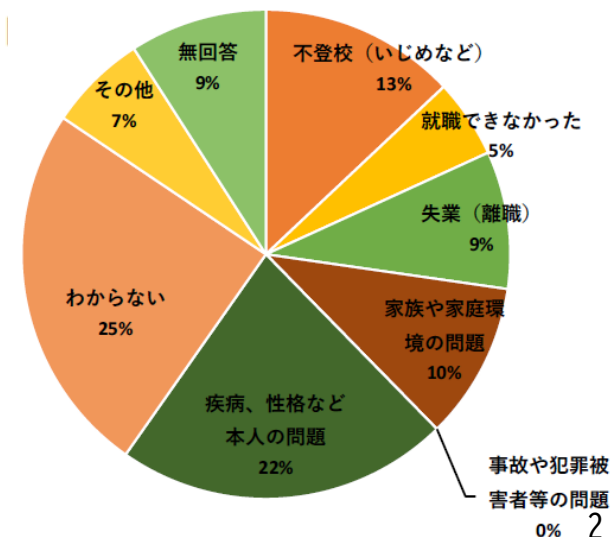


○ひきこもり等に至った経緯

不登校（いじめなど）	10
就職できなかった	4
失業（離職）	7
家族や家庭環境の問題	8
事故や犯罪被害者等の問題	0
疾病、性格など本人の問題	17
わからない	19
その他	5
無回答	7

※その他

- ・ 配偶者に支配されている
- ・ 就職先のトラブルと
- ・ 職場での人間関係
- ・ 知的障害



体験者及び支援者からの意見

●ひきこもり体験者の意見

【きっかけ】

- ・就活がうまくいかなかった。 ・就職したが、仕事はうまくいかなかった。
- ・いじめられた。

【あったらいいなと思うこと】

- ・相談する場所がなく、1人で悩んだ。
- ・相談する場所を知らなかったし、行政に相談しようとは思いつかなかった。
- ・今なら、インターネットを活用して相談窓口を調べることができる。
- ・話を聞いてくれる人がいるといい。
- ・家にいると親からうるさく言われた。
- ・親が子の仕事やひきこもっている状況についてどこに相談すればいいのか悩んでいたと思う。
- ・不登校の人の交流の場（居場所）があったらいい。ただし、楽しくないといけいない。

必要なこと

- 本人の相談窓口の設置と周知
- 親（家族）の相談窓口の設置と周知
- 交流の場（居場所）

●支援者の意見

【相談体制について】

- ・本人の相談する場所が欲しい。
- ・相談するにも勇気が必要。顔が見える形での相談は緊張するので、リモートやチャットでの相談がいい。
- ・相談件数の半数は精神疾患を抱えている人のように感じる。精神科医療機関との連携が大切。
- ・就労や不登校の相談が多い。
- ・匿名の相談が多い。
- ・親はリモートがいいのではないかな。
- ・親もどうしていいのか悩んでいる。親同士で繋がれる場があるといいのではないかな。

【連携について】

- ・支援者が相談できる体制が欲しい。支援者がもっと増えて、ネットワークができるといい。
- ・研修会を受けれる体制。
- ・関係機関との情報共有しチームとして支援していく

必要なこと

- 支援者の継続的な研修機会やネットワーク
- 警察や医療機関などの関係機関との連携体制。チームでの支援。
- 相談の方法（リモート、チャット等活かしした相談）
- 親（家族）同士が相談できる場

【ひきこもり支援体制検討会の実施】

検討会メンバー

ひきこもり体験者、ひきこもりの支援団体（NPO法人等）、社会福祉協議会、民生委員、ブランチ、介護支援専門員、相談支援専門員、精神科医療機関ソーシャルワーカー（精神保健福祉士等）、保健福祉センターなど

	検討内容	意見
第1回	●検討会の設置目的の共有 ●加賀市の現状 ●国のひきこもり支援体制の共有と加賀市が目指す方向性	①相談窓口の設置について ●周知・情報発信が大切 ●早めの相談体制が必要（相談しやすいように、窓口は多くあってもいいのではないかな） ②チームでの支援が大切 ●市の窓口で集約し情報共有できる体制等 ③居場所も選べるといいのではないかな ④家族支援、家族同士のネットワークの構築が必要
第2回	●加賀市の相談窓口体制の（案）の検討 ●居場所などの必要性について ▷先進地視察	●医療機関との連携も必要 ●ニーズ把握をし、実態に沿った体制検討を。 ●ひきこもりのきっかけに不登校があるので、教育委員会との連携も必要ではないかな。 ●居場所は自由さが必要。
第3回	●ひきこもり支援体制（案）について 令和5年2月実施予定	

I 「ひきこもり」の定義

- 様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしてもよい）

* 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年5月）

（厚生労働科学研究でとりまとめ、主任研究者：齋藤万比古氏 国立国際医療研究センター国府台病院）

II 実態把握 内閣府「生活状況に関する調査」

- 無作為抽出した標本数5,000人に対して、調査票を配布。
- 「ふだんどのくらい外出しますか」という設問に対し、①自室からほとんど出ない、②自室からは出るが、家からは出ない、③近所のコンビニなどには出かける、④趣味の用事するときだけ外出する、のいずれかを回答し、かつ、その状態となって6か月以上経つと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義。（①～③が狭義のひきこもり群、④が準ひきこもり群）

調査時期	調査対象者	有効回答数	（内 訳）						
			広義のひきこもり群			狭義のひきこもり群		準ひきこもり群	
			実数	出現率	推計数	実数	推計数	実数	推計数
平成27年度	15～39歳	3,115人	49人	1.57%	54.1万人	16人	17.6万人	33人	36.5万人
平成30年度	40～64歳	3,248人	47人	1.45%	61.3万人	28人	36.5万人	19人	24.8万人

115.4万人